

(事務連絡)
令和4年3月18日

事業主様

東海地区石油業健康保険組合

令和4年度 健診等の補助について（ご案内）

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の健診等における疾病予防補助について、下記のとおりご案内させていただきます。
ご多忙中かとは存じますがご留意くださるようよろしくお願いいたします。

記

1. 各健診の補助には、特定健診の検査項目を含み、健診結果等を提供していただくことが条件となります。**40歳以上の方に関しては特に必要項目に注意して下さい。**（裏面参照）
2. 事業者^{※1}に義務付けられている労働安全衛生法による健診を実施した場合でも、1の条件をみたせば補助の対象となります。但し、領収書が事業所名義の場合、内訳一覧（受診者氏名・保険証の記号番号・健診日・料金を記載）を添付し、健診結果につきましては電子データ^{※1}にてご提出下さい。迅速かつ円滑な事務処理および正確な情報収集・保存のためにご協力をお願いします。
3. 人間ドック・特定健診・特定保健指導は40歳以上、成人病については30歳以上が補助の対象です。それぞれ年度末時点での年齢が適用されます。
4. 補助は健診日を起算日として年度内に1回となり、他の健診補助と併用することはできません。（重複して受給した場合は返還していただきます。）また2年以上遡っての給付もできません。
5. 当組合の契約医療機関を利用した場合は、すでに窓口で補助額を差し引いた金額でのお支払いとなりますので、その後の組合への申請は必要ありません。但し、各健診機関によって提供している健診コース等の内容が異なりますので、確認の上受診して下さい。契約機関につきましてはホームページに掲載しています。なお、集合契約実施機関を利用する場合は事前に別途「特定健康診査受診券申請書」の提出が必要になりますのでご注意ください。
6. 健診結果等については、当組合の疾病予防事業やコラボヘルスなどに活用させていただくとともに、個人情報保護に万全を期し、目的以外には使用しません。

【申請に必要なもの】

- ・疾病予防補助金申請書^{※2}
- ・領収書の原本（受診者氏名・料金等が明記されているもの）
- ・健診結果（保健指導結果）：事業所健診の場合は電子データ^{※1}・個人申請の場合は紙面（写）可
- ・特定健診質問票^{※2}：電子データの場合は必要なし（質問22項目がある場合は医療機関の問診票でも可）

※1）厚生労働省が定める電子的標準様式(XML)となり、医療機関に依頼して作成いただくものになります。

※2）当組合のホームページ(<https://aiyukempo.or.jp>)よりダウンロードできます。

I. 補助の内容 年齢基準日：年度末

| 区分 | 人間ドック補助 | 特定健診補助 | 成人病補助 | 特定保健指導補助 |
|--------|-----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 40歳以上 | 健診料の8割 (上限15,000円) | 健診料の8割 (上限5,000円) | 健診料の8割 (上限3,000円) | 動機付け支援/積極的支援：全額補助 |
| 30~39歳 | 設定なし | 設定なし | | 設定なし |

II. 補助申請に必要な検査項目

a 【特定健診検査項目】 特定健診とは…メタボリックシンドロームに着目した健診です。

| | | | | | | |
|-------|--------------------------------|-------------|----------------|--------------|--------------------|---|
| 診察 | 質問(問診) …bへ | ○ | 肝機能 | AST (GOT) | ○ | |
| | 身長 | ○ | | ALT (GPT) | ○ | |
| | 体重 | ○ | | γ-GT (γ-GTP) | ○ | |
| | 肥満度・標準体重 | 肥満度・標準体重 | ○ | 代謝系 | 空腹時血糖(食後10時間以上) | ■ |
| | | 腹囲 | ○ | | 尿糖 | ○ |
| | | 理学的所見(他覚所見) | ○ | | ヘモグロビンA1c | ■ |
| | | 血圧 | ○ | | 随時血糖(食後3.5時間未満は除く) | ■ |
| 脂質 | 中性脂肪 | ○ | 血液一般 | ヘマトクリット値 | □ | |
| | HDL-コレステロール | ○ | | 血色素測定 | □ | |
| | LDL-コレステロール(non-HDLコレステロールでも可) | ○ | | 赤血球数 | □ | |
| 尿・腎機能 | 尿蛋白 | ○ | 眼底検査 | | □ | |
| 心機能 | 12誘導心電図 | □ | 血清クレアチニン(eGFR) | | □ | |

○…必須項目 □…医師の判断に基づき選択的に実施する項目 ■…いずれかの項目の実施でも可

b 【問診および質問の必須項目】

自覚症状・既往歴・服薬歴(血圧・血糖・コレステロール)・喫煙歴

c 【メタボリック判定および判断(診断)した医師名】

40歳以上の方は国への報告対象者となります。必ず記載されたものをご提出ください。

III. 特定保健指導について

現在組合では、動機付け支援および積極的支援対象者である被保険者については、組合が提携している機関を利用した特定保健指導の申込み案内をお送りしております。昨今注目されている健康経営とも深く関わってきますので、従業員の皆さまが積極的に保健指導事業に取り組むことができるよう事業主さまも是非ご協力ください。

健康経営はアメリカの臨床心理学者ロバート・ローゼン博士が提唱した「ヘルシーカンパニー」の概念に基づいています。「経営管理」と「健康管理」を統合的に捉えることで企業の業績向上へとつなげるものです。この概念から生まれた「経営手法」が健康経営になります。企業は従業員の健康を増進することで、医療費の削減だけではなく、企業の生産性の低下防止や収益向上など様々な効果が期待できます。つまりは働く人の心身の健康は、個人の生活の質の向上のみならず、企業活力を高めることにつながるというわけです。

また、近年働いていても心身の不調により本来の能力を出し切れない「疾病就業(プレゼンティーズム)」や習慣的な欠勤のために生産性が低下する「アブセンティーズム」などは従業員の健康と企業の生産性を考える上でとても重要なカギとされています。そこでまずは年一度の健康診断を従業員が受けることで、早い時期に不調の芽を摘み取り、または予防することで活気あふれる職場を維持しましょう。

